



職発第 0401003 号

平成 14 年 4 月 1 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長

(公 印 省 略)

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置
に関する法律の失効後における対応等について

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 62 年法律第 22 号。以下「地対財特法」という。）が平成 14 年 3 月末をもって失効し、同法に基づく経過措置対象事業である職業安定促進講習事業及び職業相談員（同和担当）による職業相談事業は、平成 13 年度末をもって終了したところであり、併せて、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 14 年厚生労働省令第 62 号）により、職業安定促進講習事業に係る規定も削除されたところである。

また、地対財特法の失効により、同和関係住民であることに配慮して行ってきた職業転換給付金の支給など各種援護措置についても平成 13 年度末をもって終了し、平成 14 年度以降の施策ニーズに対しては、同和地区・同和関係住民に対象を限定しない一般対策によって対応することとする。

なお、不安定就労など就労を巡る残された課題については、一般対策への移行を円滑に行うため、一般対策に一定の工夫を加えつつ対応することとされていることから、施策のニーズを踏まえ、一般対策を適切かつ有効に活用するほか、教育行政や雇用と密接な関連のある能力開発対策、産業対策、地域対策等を所管する国の行政機関及び関係地方公共団体等と密接な連携を図りながら、総合的な視野に立った取組を高めて、関係者

の雇用の促進と職業の安定に一層努めることとしている。

ただし、一般対策への移行の趣旨に照らせば、一般対策における工夫は限定的でなければならず、当分の間の措置として一定期間経過後に所要の見直しを行うものである。

また、ウタリ地区住民に対する施策については、第四次北海道ウタリ福祉対策が平成13年度で終了し、平成14年度以降は、「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」として引き続き対策が講じられることとされ、政府としても、「アイヌ生活向上関連施策」として推進していくこととしているところである。

これらを踏まえ、下記のとおり、関係通達を改正することとしたので、その円滑な実施について特段の御配慮をお願いする。

記

- 1 「同和対策対象地域住民に対する職業安定促進講習の実施について（昭和53年11月21日付け職発第438号）」の廃止
標記通達を廃止する。
- 2 「職業安定行政に係る地域改善対策特例事業等の推進について（平成4年3月31日付け職発第183号）」の廃止
標記通達を廃止する。
- 3 「職業安定行政に係る地域改善対策経過措置対象事業の推進について（平成9年3月31日付け第229号）」の廃止
標記通達を廃止する。
- 4 「職業安定行政に係る地域改善対策特例事業の一般対策への円滑な移行について（平成9年3月31日付け職発第230号）」の一部改正
 - (1) 記の1中「同和関係住民をはじめとする社会的事情等により著しく就職が阻害されている者等」を「同和問題などの社会的事情等により著しく就職が阻害されてい

る者等」に改める。

- (2) 記の2の(2)のイの本文の次に次のとおり加える。

なお、平成9年当時において、条件整備ができるまでの間、当面、推進員の設置は行われないこととされ、その後、試行的に推進員を設置している道県労働局にあっては、今後、本格実施に向けた条件整備を推進することとし、可能な限り早期に本格実施に移行すること。

- (3) 記の2の(10)を削除し、(11)を(10)とする。

- (4) 記の3の(1)中「必要に応じ職業訓練及び就職のための援護措置等についても周知を図り」を「隣保館等とも連携して公共職業訓練及び就職のための援護措置の活用を検討し」に改め、第1段落の次に「このため、職業安定機関は地域の実情に応じ隣保館等との連絡会議を開催して情報交換に努めるとともに、隣保館等における相談業務に資する資料を提供するなど、隣保館等との日常的な連携の推進に努めること。」を加え、「就職困難者等が集中する地域を管轄する安定所」を「就職困難者等が集中する安定所」に改める。

- (5) 記の3の(4)中「地域を管轄する」及び「特別職業指導校として指定をすることにより」を削る。

5 「改正雇用保険法に基づく業務取扱要領（適用・給付関係）」（平成13年2月16日付け職発第61号）の一部改正

- (1) 第2部のⅢの【一般被保険者に対する求職者給付】第3の(4)の④中「イ 同和関係住民」を削り、「ロ ウタリ地区住民」を「イ アイヌ地区住民」に改め、ハをロとし、ニをハとし、「ニ その他教育・就労環境等により安定所長が就職が著しく困難であると認める者であって、35歳以上のもの」を加える。

6 「業務取扱要領（雇用保険給付関係）」（平成12年4月1日付け職発第237号）の一部改正

- (1) 50304のロの(ニ)中、「a 同和関係住民」を削り、「b ウタリ地区住民」を「a アイヌ地区住民」に改め、cをbとし、「c その他教育・就労環境等により安定所長が就職が著しく困難であると認める者であって、35歳以上のもの」を加える。

- (2) 57351のへ中「(ト) 同和関係住民」を削り、「(チ) ウタリ地区住民」を「(ト) アイヌ地区住民」に改め、(リ)を(チ)とし、「(リ) その他教育・就労環境等により安定所長が就職が著しく困難であると認める者であって、35歳以上のもの」を加える。

7 「「45歳以上の求職者等」の範囲について（昭和50年4月1日付け職発第130号）」の一部改正

標記通達の記イの(ニ)中「同和関係住民並びにウタリ地区住民」を「アイヌ地区住民及びその他教育・就労環境等により公共職業安定所長が就職が著しく困難であると認める者であって、35歳以上のもの」に改める。

8 「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の施行について（昭和46年9月17日付け職発第328号）」の一部改正

- (1) 第1の2の(3)のハ中「(イ) 35歳以上の同和関係住民（地域改善対策特別措置法第1条に規定する対象地域の住民をいう。）」を削り、「(ロ) ウタリ地区住民」を「(イ) アイヌ地区住民」に改め、「(ロ) その他教育・就労環境等により公共職業安定所長が就職が著しく困難であると認める者であって、35歳以上のもの」を加える。

- (2) 別紙3の第1の1の(3)のロの(ニ)中「則第2条第2項第3号の地域改善対策特別措置法第1条に規定する対象地域又はウタリ地区」を「アイヌ地区」に改める。

- (3) 別紙3の第1の4の(7)中「同和対策対象地区住民又はウタリ地区」を「アイヌ地区住民」に、「同和対策対象地区又はウタリ地区」を「アイヌ地区」に改める。

- (4) 別紙3の第1の4の(8)を削除する。

9 「ウタリ地区住民に対する就職援護措置等の実施について（昭和50年7月1日付け職発第302号）」の一部改正

- (1) 標記通達（記の3を除く。）中「ウタリ地区住民」を「アイヌ地区住民」に、「ウタリ」を「アイヌ」に、「ウタリ地区」を「アイヌ地区」に改める。

- (2) 標記通達本文中「、第23条に規定する個別延長給付」を削る。

- (3) 記の3を削除する。

10 経過措置

(1) 「雇用保険法上の所定給付日数」関係

平成14年3月31日以前に受給資格の決定を受けた同和関係住民に対する所定給付日数については、なお従前の例によるものとする。

(2) 「雇用保険法上の常用就職支度金」関係

平成14年3月31日以前に就職日がある同和関係住民に対する常用就職支度金の支給については、なお従前の例によるものとする。

(3) 「職業転換給付金制度」関係

イ 平成14年3月31日以前から就職促進手当、訓練手当の支給が開始された同和関係住民に対する就職促進手当及び訓練手当の支給並びに職場適応訓練費の支給については、なお従前の例によるものとする。

ロ 平成14年3月31日以前に広域求職活動指示を行った同和関係住民に対する広域求職活動費の支給については、なお従前の例によるものとする。

ハ 平成14年3月31日以前に移転費申請に係る就職決定日がある同和関係住民に対する移転費の支給については、なお従前の例によるものとする。

(4) 「中高年齢失業者等求職手帳」関係

平成14年3月31日以前に中高年齢失業者等求職手帳の発給を受けた35歳以上の同和関係住民に対する就職促進措置の取扱い等については、なお従前の例によるものとする。

関係局長通達新旧対象表

(参考)

- 「職業安定行政に係る地域改善対策特例事業の一般対策への円滑な移行について」 (平成9年3月31日付け職発第230号)

改正後	改正前
<p>(本文)</p> <p>地域改善対策特定事業については、同和関係住民の雇用の促進と職業の安定を図るため、各種施策を実施してきたところであるが、(以下略)</p> <p>1 事業の一般対策への移行</p> <p>職業安定行政においては雇用の促進と職業の安定のための地域改善対策の各種施策を展開してきたところである。これまでの対策の成果としては若年層を中心として常用雇用者の割合が上昇する等の改善がみられているが、一方、同和関係住民に対する就職差別につながるおそれのある事象が依然として見受けられる。(中略)</p> <p>このため、雇用主に対する啓発・指導については人権啓発事業に、職業指導・職業紹介事業については、<u>同和問題などの社会的事情等により著しく就職が阻害されている者等</u>(以下「就職困難者」という。)を対象とした一般対策に再構成することとし、その実施に当たっては、以下により行うものとする。</p> <p>2 雇用主に対する啓発・指導</p> <p>(2) 公正採用選考人権啓発推進員制度については、「公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」(平成9年3月31日付け職発第228号)に基づきその設置及び事業主に対する啓発・指導を推進するに当たっては、次に留意すること。</p> <p>イ 常時使用する従業員の数が100人以上あって、公正採用選考人権啓発推進員(以下「推進員」という。)未設置の事業所に対し、引き続きその設置促進に努めること。</p> <p>なお、平成9年当時において、条件整備ができるまでの間、当面、</p>	<p>(本文)</p> <p>地域改善対策特定事業については、同和関係住民の雇用の促進と職業の安定を図るため、各種施策を実施してきたところであるが、(以下略)</p> <p>1 事業の一般対策への移行</p> <p>職業安定行政においては雇用の促進と職業の安定のための地域改善対策の各種施策を展開してきたところである。これまでの対策の成果としては若年層を中心として常用雇用者の割合が上昇する等の改善がみられているが、一方、同和関係住民に対する就職差別につながるおそれのある事象が依然として見受けられる。(中略)</p> <p>このため、雇用主に対する啓発・指導については人権啓発事業に、職業指導・職業紹介事業については、<u>同和関係住民をはじめとする社会的事情等により著しく就職が阻害されている者等</u>(以下「就職困難者」という。)を対象とした一般対策に再構成することとし、その実施に当たっては、以下により行うものとする。</p> <p>2 雇用主に対する啓発・指導</p> <p>(2) 公正採用選考人権啓発推進員制度については、「公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」(平成9年3月31日付け職発第228号)に基づきその設置及び事業主に対する啓発・指導を推進するに当たっては、次に留意すること。</p> <p>イ 常時使用する従業員の数が100人以上あって、公正採用選考人権啓発推進員(以下「推進員」という。)未設置の事業所に対し、引き続きその設置促進に努めること。</p>

推進員の設置は行われないこととされ、その後、試行的に推進員を設置している道県労働局にあっては、今後、本格実施に向けた条件整備を推進することとし、可能な限り早期に本格実施に移行すること。

(10) 削除

イ 削除

ロ 削除

ハ 削除

(10) 略

3 就職困難者等に対する職業指導及び職業紹介

就職困難者等の職業指導及び職業紹介に当たっては、一般及び新規学校卒業者の職業紹介業務の取扱いによるほか、次に留意すること。

(1) 就職前の職業指導

就職困難者等から求職の申込みがなされた場合は、求職条件、職業能力、適性等を的確に把握し、適切な職業選択に結びつくようきめ細かな職業相談、職業指導を実施することとし、隣保館等とも連携して公共職業訓練及び就職のための援護措置の活用を検討し、必要な助言、指導を行うこと。

このため、職業安定機関が地域の実情に応じ隣保館等との連絡会議を開催して情報交換に努めるとともに、隣保館等における相談業務に資す

(10) 管轄区域に地域改善対策地域を有する府県労働局及び東京労働局を除く道県労働局は、条件整備ができるまでの間、当面、推進員の設置は行わず、次の啓発・指導を推進すること。

イ 人権尊重という観点に立った差別のない公正な採用選考の取組が一層推進されることとなるよう啓発・指導を行うこと。

ロ その場合、本通達及び推進員制度の趣旨を踏まえ、求人説明会、雇用主懇談会の場等を通じ、事業主やその団体に対して公正な採用選考のあり方や統一応募書類等適正な応募書類の使用の徹底等を図るための指導を推進すること。

ハ 啓発・指導に当たっては、労働省で作成する各種啓発資料を活用すること。

(11) 略

3 就職困難者等に対する職業指導及び職業紹介

就職困難者等の職業指導及び職業紹介に当たっては、一般及び新規学校卒業者の職業紹介業務の取扱いによるほか、次に留意すること。

(1) 就職前の職業指導

就職困難者等から求職の申込みがなされた場合は、求職条件、職業能力、適性等を的確に把握し、適切な職業選択に結びつくようきめ細かな職業相談、職業指導を実施することとし、必要に応じ職業訓練及び就職のための援護措置等についても周知を図り、必要な助言、指導を行うこと。

る資料を提供するなど、隣保館との日常的な連携の推進に努めること。

このほか、就職困難者等が集中する安定所にあつては、必要に応じ、巡回職業相談を実施し、就職困難者等の就職に関するニーズの把握や求人情報の提供、その他就職に関する必要な助言、指導等を行うこと。

- (4) 新規中学校・高等学校卒業就業希望者に対する職業指導及び職業紹介
就職困難者等が集中する安定所は、新規中学校・高等学校卒業生で就職しようとする者に対して、前記(1)から(3)によるほか、管内の学校との連携に留意し、必要に応じ、職場実施指導、職業講話、ケース会議、その他の職業指導及び職業紹介を行い生徒の安定した職業への就職促進に努めること。

このほか、就職困難者等が集中する地域を管轄する安定所にあつては、必要に応じ、巡回職業相談を実施し、就職困難者等の就職に関するニーズの把握や求人情報の提供、その他就職に関する必要な助言、指導等を行うこと。

- (4) 新規中学校・高等学校卒業就業希望者に対する職業指導及び職業紹介
就職困難者等が集中する地域を管轄する安定所は、新規中学校・高等学校卒業生で就職しようとする者に対して、前記(1)から(3)によるほか、管内の学校との連携に留意し、必要に応じ特別職業指導校としての指定をすることにより、職場実施指導、職業講話、ケース会議、その他の職業指導及び職業紹介を行い生徒の安定した職業への就職促進に努めること。

○ 「改正雇用保険法に基づく業務取扱要領（適用・給付関係）」（平成13年2月16日付け職発第61号）

改正後	改正前
<p>第2部 改正雇用保険法の施行 III 給付事務 第3 所定給付日数について (4) 就職困難な者の確認 ④ 社会的事情により就職が著しく阻害されている者 イ <u>アイヌ地区住民</u> ロ 精神障害者（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第1条で定める者であつて、症状が安定し、就労が可能な状態にある者） ハ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第12条に規定する中高年齢者等求職者手帳を所持する者 ニ <u>その他教育・就労環境等により安定所長が就職が困難であると認める者であつて、35歳以上のもの</u></p>	<p>第2部 改正雇用保険法の施行 III 給付事務 第3 所定給付日数について (4) 就職困難な者の確認 ④ 社会的事情により就職が著しく阻害されている者 イ <u>同和関係住民</u> ロ <u>ウタリ地区住民</u> ハ 精神障害者（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第1条で定める者であつて、症状が安定し、就労が可能な状態にある者） ニ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第12条に規定する中高年齢者等求職者手帳を所持する者</p>

○ 「業務取扱要領（雇用保険給付関係）」（平成12年4月1日付け職発第237号）

改正後	改正前
<p>(50304 (4) 身体障害者等就職困難な者の確認)</p> <p>ロ 就職困難であるかどうかの確認 就職困難な者とは、受給資格決定時において次の状態にある者をいい、 受給資格決定後にその状態が生じた者は含めない。 (以下略) ((イ) から (ハ) 略) (ニ) 社会的事情により就職が著しく阻害されている者 これは、具体的には、次の者をいう。 <u>a アイヌ地区住民</u> <u>b 精神障害者（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第1条で定める者であって、症状が安定し、就労が可能な状態にある者）</u> <u>c その他教育・就労環境等により安定所長が就職が著しく困難であると認める者であって、35歳以上のもの</u></p> <p>(57351 (1) 常用就職支度金の支給対象者) 常用就職支度金の支給対象となる者は、受給資格者等であって、次のいずれかに該当するものである（令第11条第1項）。 (イからホ 略) へ その他次に掲げる就職が困難な者 ((イ) から (ハ) 略) <u>(ト) アイヌ地区住民</u> <u>(チ) 精神障害者（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第1条に定める者であって、症状が安定し、就労が可能な状態にある者）</u> <u>(リ) その他教育・就労環境等により安定所長が就職が著しく困難であると認める者であって、35歳以上のもの</u></p>	<p>(50304 (4) 身体障害者等就職困難な者の確認)</p> <p>ロ 就職困難であるかどうかの確認 就職困難な者とは、受給資格決定時において次の状態にある者をいい、 受給資格決定後にその状態が生じた者は含めない。 (以下略) ((イ) から (ハ) 略) (ニ) 社会的事情により就職が著しく阻害されている者 これは、具体的には、次の者をいう。 <u>a 同和関係住民</u> <u>b ウタリ地区住民</u> <u>c 精神障害者（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第1条で定める者であって、症状が安定し、就労が可能な状態にある者）</u></p> <p>(57351 (1) 常用就職支度金の支給対象者) 常用就職支度金の支給対象となる者は、受給資格者等であって、次のいずれかに該当するものである（令第11条第1項）。 (イからホ 略) へ その他次に掲げる就職が困難な者 ((イ) から (ハ) 略) <u>(ト) 同和関係住民</u> <u>(チ) ウタリ地区住民</u> <u>(リ) 精神障害者（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第1条に定める者であって、症状が安定し、就労が可能な状態にある者）</u></p>

○ 「45歳以上の求職者等」の範囲について（昭和50年4月1日付け職発第130号）

改正後	改正前
<p>雇用対策法施行規則（以下「規則」という。）第1条第1項第8号イ(1)から(4)までのいずれにも該当する求職者（以下「45歳以上の求職者等」という。）とは、次のイの(1)から(ニ)までのいずれかに該当する求職者であつて、ロの(1)から(ハ)までのすべてに該当するものとする。</p> <p>イ (1) 45歳以上の者 ((ロ)から(ハ) 略)</p> <p>(ニ) その他社会的事情により就職が著しく阻害されている者 <u>具体的には、アイヌ地区住民及びその他教育・就労環境等により公共職業安定所長が就職が著しく困難であると認める者であつて、35歳以上のものとする</u></p>	<p>雇用対策法施行規則（以下「規則」という。）第1条第1項第8号イ(1)から(4)までのいずれにも該当する求職者（以下「45歳以上の求職者等」という。）とは、次のイの(1)から(ニ)までのいずれかに該当する求職者であつて、ロの(1)から(ハ)までのすべてに該当するものとする。</p> <p>イ (1) 45歳以上の者 ((ロ)から(ハ) 略)</p> <p>(ニ) その他社会的事情により就職が著しく阻害されている者 具体的には、<u>同和関係住民並びにウタリ地区住民とする</u></p>

○ 「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の施行について」 (昭和46年9月17日付け職発第328号)

改正後	改正前
<p>第1 中高年齢者及び中高年齢失業者等の定義</p> <p>2 中高年齢失業者等の定義</p> <p>(3) 中高年齢失業者等のうち「その他就職が特に困難な労働省令で定める失業者」は、現在の雇用失業情勢のもとにおいて年齢以外の理由により就職が特に困難な失業者として、六五歳未満の失業者であつて、次のいずれかに該当するものとされた(則第二条第三項)。これらの者についても六五歳未満という上限を設けた趣旨と同様である。</p> <p>(イからロ 略)</p> <p>ハ その他社会的事情により就職が著しく阻害されている者 これは、当面、次のいずれかに該当する失業者とする。</p> <p>(イ) <u>アイヌ地区住民</u></p> <p>(ロ) <u>その他教育・就労環境等により公共職業安定所長が就職が著しく困難であると認める者であつて、35歳以上のもの</u></p>	<p>第1 中高年齢者及び中高年齢失業者等の定義</p> <p>2 中高年齢失業者等の定義</p> <p>(3) 中高年齢失業者等のうち「その他就職が特に困難な労働省令で定める失業者」は、現在の雇用失業情勢のもとにおいて年齢以外の理由により就職が特に困難な失業者として、六五歳未満の失業者であつて、次のいずれかに該当するものとされた(則第二条第三項)。これらの者についても六五歳未満という上限を設けた趣旨と同様である。</p> <p>(イからロ 略)</p> <p>ハ その他社会的事情により就職が著しく阻害されている者 これは、当面、次のいずれかに該当する失業者とする。</p> <p>(イ) <u>35歳以上の同和関係住民(地域改善対策特別措置法第1条に規定する対象地域の住民をいう。)</u></p> <p>(ロ) <u>ウタリ地区住民</u></p>
<p>別紙3</p> <p>中高年齢失業者等求職手帳の発給等及び就職指導関係業務実施要領</p> <p>第1 中高年齢失業者等求職手帳の発給等</p> <p>1 手帳の発給に関する申請の受理及び審査</p> <p>(3) 申請の受理</p> <p>ロ (略)</p> <p>(ニ) <u>アイヌ地区に該当するかどうかの判定は、一般的に申請書記載の住所により行うものとする。</u></p> <p>4 手帳を発給しない場合の取扱い</p>	<p>別紙3</p> <p>中高年齢失業者等求職手帳の発給等及び就職指導関係業務実施要領</p> <p>第1 中高年齢失業者等求職手帳の発給等</p> <p>1 手帳の発給に関する申請の受理及び審査</p> <p>(3) 申請の受理</p> <p>ロ (略)</p> <p>(ニ) <u>則第二条第二項第三号の地域改善対策特別措置法第一条に規定する対象地域又はウタリ地区に該当するかどうかの判定は、一般的に申請書記載の住所により行うものとする。</u></p> <p>4 手帳を発給しない場合の取扱い</p>

(7) 年齢が四五歳未満であって、アイヌ地区である旨の申請を行った者が、アイヌ地区に現在居住している者でない場合

(中略)

理由 「年齢が四五歳未満であって、アイヌ地区に現在居住している者でないこと。」

(8) 削除

(7) 年齢が四五歳未満であって、同和対策対象地区住民又はウタリ地区である旨の申請を行った者が、同和対策対象地区又はウタリ地区に現在居住している者でない場合

(中略)

理由 「年齢が四五歳未満であって、同和対策対象地区又はウタリ地区に現在居住している者でないこと。」

(8) 年齢が四五歳未満であって、同和対策対象地区出身者である旨の申請を行った者が、同和対策対象地区に居住していないか又は同和対策対象地区出身者でないことが明らかな状況にある場合

○ 「ウタリ地区住民に対する就職援護措置等の実施について」（昭和50年7月1日付け職発第302号）

改正後	改正前
<p>(表題) <u>アイヌ地区住民に対する就職援護措置等の実施について</u></p> <p>(本文) <u>アイヌ</u>は、歴史的、社会的事情等により今なお、不安定な就業状態におかれている。 このため昭和50年度から<u>アイヌ地区住民</u>を中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法（昭和46年法律第68号）第3章に規定する中高年齢失業者等に対する特別措置に係る同法施行規則第2条第2項第3号に規定する「社会的事情により就職が著しく阻害されている者」並びに雇用保険法（昭和49年法律第116号）第22条に規定する失業給付の基本手当の所定給付日数（中略）に規定する「社会的事情により就職が著しく阻害されている者」に含める（以下略）</p> <p>1 <u>アイヌ</u>に対する就職援護措置等の対象となるウタリ地区住民 <u>アイヌ地区</u>とは、<u>アイヌ</u>が古くから広く分散居住している北海道内において、歴史的、社会的事情等により生活環境等の安定向上を図ることが必要であると認められる地域をいい、<u>アイヌ地区住民</u>とは、原則として<u>アイヌ地区</u>の居住者のうち、<u>アイヌ</u>である者をいう。</p> <p>2 <u>アイヌ地区住民</u>の確認 <u>アイヌ地区住民</u>の確認については、本人の申出又は関係機関等からの連絡等、各地の実情に応じて慎重にこれを行い、該当者の基本的人権を侵すことのないよう十分配慮するものとする。</p>	<p>(表題) <u>ウタリ地区住民に対する就職援護措置等の実施について</u></p> <p>(本文) <u>ウタリ</u>は、歴史的、社会的事情等により今なお、不安定な就業状態におかれている。 このため昭和50年度から<u>ウタリ地区住民</u>を中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法（昭和46年法律第68号）第3章に規定する中高年齢失業者等に対する特別措置に係る同法施行規則第2条第2項第3号に規定する「社会的事情により就職が著しく阻害されている者」並びに雇用保険法（昭和49年法律第116号）第22条に規定する失業給付の基本手当の所定給付日数、第23条に規定する個別延長給付（中略）に規定する「社会的事情により就職が著しく阻害されている者」に含める（以下略）</p> <p>1 <u>ウタリ</u>に対する就職援護措置等の対象となるウタリ地区住民 <u>ウタリ地区</u>とは、<u>ウタリ</u>が古くから広く分散居住している北海道内において、歴史的、社会的事情等により生活環境等の安定向上を図ることが必要であると認められる地域をいい、<u>ウタリ地区住民</u>とは、原則として<u>ウタリ地区</u>の居住者のうち、<u>ウタリ</u>である者をいう。</p> <p>2 <u>ウタリ地区住民</u>の確認 <u>ウタリ地区住民</u>の確認については、本人の申出又は関係機関等からの連絡等、各地の実情に応じて慎重にこれを行い、該当者の基本的人権を侵すことのないよう十分配慮するものとする。</p>